

福岡地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求事件

国側当事者・国(熊本西税務署長)

令和6年2月7日棄却・確定

判 決

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求(なお、各別紙における略称は、本文及び他の別紙においても用いることとする。以下同じ。)

別紙2請求目録記載のとおり

第2 事案の概要

1 事案の要旨

水産物の加工販売等を目的とする株式会社である原告は、倒産した企業等の商品を現金で仕入れた取引(以下「本件バツタ買い」という。)及び市場を通さずに漁師等から水産物を現金で仕入れた取引(以下「本件浜買い」という。)を損金の額に算入して、法人税等の確定申告をしたところ、処分行政庁(熊本西税務署長)から、本件バツタ買い及び本件浜買いの一部は、仕入れの事実が存在しない架空の取引であり(以下、この処分行政庁が架空の取引と認定したものを「本件否認仕入れ」という。)、損金の額に算入することはできないなどとして、法人税(平成25年2月期～平成31年2月期)、復興特別法人税(平成26年2月課税事業年度及び平成27年2月課税事業年度)及び地方法人税(平成28年2月課税事業年度～平成31年2月課税事業年度)の更正処分(以下「本件各更正処分」という。)、法人税及び復興特別法人税の過少申告加算税及び重加算税賦課決定処分並びに地方法人税の重加算税賦課決定処分(以下「本件各賦課決定処分」という。)、法人税の青色申告の承認の取消処分(以下、これらの処分を併せて「本件各処分」という。)を受けた。

本件は、原告が、被告に対し、本件各更正処分のうち、原告が確定申告又は修正申告の際に申告した納付すべき税額を超える部分並びに本件各賦課決定処分及び法人税の青色申告の承認の取消処分の取消しを求める事案である。

2 前提事実

以下の事実(以下「前提事実」といい、項番号等により「前提事実(1)」等と略称する。)は、当事者間に争いがなければ括弧内掲記の証拠(証拠の枝番号は、特に記す場合以外、省略する。以下同じ。)又は弁論の全趣旨により容易に認められる。

(1) 原告

ア 原告は、水産物の加工販売、冷凍食品の加工販売等を目的とする株式会社である。甲

(以下「原告代表者」という。)は、原告の代表取締役であり、その妻である乙(以下「乙取締役」という。)は、原告の取締役であって経理を担当している(甲1)。

イ 原告は、平成元年4月5日、平成元年3月1日から平成2年2月28日までの事業年度以後の各事業年度の法人税について、法人税の青色申告の承認を申請し、当該事業年度の終了の日において、青色申告の承認があったものとみなされた。

(2) 原告の経理処理の状況等

ア 原告は、平成25年2月期～平成27年2月期については丙税理士に対し、平成28年2月期～平成31年2月期については丁税理士(以下、これらの税理士らを「顧問税理士」という。)に対し、それぞれ総勘定元帳等(原告の貸借対照表、損益計算書等の決算報告書や確定申告書及び修正申告書等を含む。)の作成等を委託した(甲16)。

原告代表者は、乙取締役に対し、本件否認仕入れに係る領収証を交付し、乙取締役は、当該領収証を基に、経理ソフト又は買掛帳に必要事項を入力するなどし、そのデータ等を顧問税理士(税理士事務所)に送付していた。顧問税理士は、原告から送付を受けたデータ等を基に、総勘定元帳等を作成した。本件各事業年度の原告の総勘定元帳には、本件否認仕入れにつき、相手科目を現金として、商品仕入高に計上されていた(乙14～16、36)。

なお、原告は、平成29年2月期において、法人税の所得計算につき、税込経理方式(消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式)から税抜経理方式(消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式)に変更した。

イ 原告は、平成25年2月期～平成31年2月期につき、要旨次のような記載がある①決算報告書又は②貸借対照表及び損益計算書等を作成した(証拠につき下表参照)。

事業年度	純売上高	売上原価	証拠
平成25年2月期	6億4756万9136円	4億8777万5979円	乙4の1
平成26年2月期	6億7382万4185円	5億1305万3059円	乙5の1
平成27年2月期	7億7146万3878円	6億1919万3687円	乙6の1
平成28年2月期	7億9659万6412円	6億4359万7371円	乙7
平成29年2月期	6億8199万5785円	5億5985万7207円	乙8
平成30年2月期	7億7564万2289円	6億4410万5613円	乙9
平成31年2月期	7億5271万5174円	6億1067万9151円	乙10

ウ 上記イの平成25年2月期の売上原価のうち、本件否認仕入れに関する部分(後記(4)参照)については、本件バツタ買いに係る領収証は存在しない。

他方、上記イの平成26年2月期から平成31年2月期までの売上原価のうち、本件否認仕入れに関する部分(後記(4)参照)については、別紙3「本件領収証一覧」のとおり、「領収証発行者の名称」欄記載の者が、「金額」又は「金額(税込金額)」欄記載の金額を「領収証発行年月日」欄記載の日付に領収したと記載された領収証(以下「本件領収証」という。乙13)が存在する。

本件領収証には、その作成名義人の住所につき別紙3「本件領収証一覧」の「領収証発行者の住所」欄、その電話番号につき同「領収証発行者の電話番号」欄のような記載があ

る（乙13～16）。

(3) 原告による確定申告及び修正申告等

ア 原告は、本件各事業年度の法人税、平成26年2月課税事業年度及び平成27年2月課税事業年度の復興特別法人税、平成28年2月課税事業年度～平成31年2月課税事業年度の地方法人税について、それぞれ、青色の確定申告書に別紙4「課税の経緯（法人税）、（復興特別法人税）、（地方法人税）」の「確定申告」欄記載の金額を記載して、いずれも法定申告期限までに申告した（乙4～10）。

イ 熊本西税務署の職員（以下「調査担当職員」という。）は、平成26年9月9日から、平成25年2月期及び平成26年2月期の法人税並びに平成26年2月課税事業年度の復興特別法人税について、原告に対する税務調査を実施した。

原告は、上記調査を受けた結果、平成27年2月19日付けで、平成25年2月期及び平成26年2月期の法人税並びに平成26年2月課税事業年度の復興特別法人税について、別紙4「課税の経緯（法人税）、（復興特別法人税）」の「修正申告及び賦課決定処分」欄記載の金額を記載して、修正申告をした（乙4、5）。

ウ なお、上記アの確定申告及び上記イの修正申告においては、本件否認仕入れ（後記（4）参照）が損金の額に算入されていた。

(4) 本件各処分に係る税務調査及び処分行政庁による更正処分等

調査担当職員（熊本西税務署の職員）は、平成30年9月4日から、原告に対する税務調査（以下「本件調査」という。）を実施した。

処分行政庁は、本件調査の結果、原告が、本件各事業年度の損金の額に算入した商品原価（商品仕入高）のうち次の①～⑦の額に相当する現金仕入れは仕入れの事実のない架空の仕入れ（本件否認仕入れ）であると認定し、別紙4「課税の経緯」の「更正処分及び賦課決定処分」欄のとおり、本件各処分（①法人税〔平成25年2月期～平成31年2月期〕、復興特別法人税〔平成26年2月課税事業年度及び平成27年2月課税事業年度〕及び地方法人税〔平成28年2月課税事業年度～平成31年2月課税事業年度〕の更正処分、②法人税及び復興特別法人税の過少申告加算税及び重加算税賦課決定処分並びに地方法人税の重加算税賦課決定処分、③法人税の青色申告の承認の取消処分）を行った（甲2、3）。

	事業年度	本件否認仕入れの額
①	平成25年2月期	650万4242円
②	平成26年2月期	598万6710円
③	平成27年2月期	4415万8891円
④	平成28年2月期	3955万6684円
⑤	平成29年2月期	2972万0372円
⑥	平成30年2月期	3196万0925円
⑦	平成31年2月期	732万4094円

(5) 審査請求

原告は、令和2年3月25日付けで、本件各処分を不服として、審査請求をした。国税不服審判所長は、令和3年3月15日付けで、原告の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。原告は、同月23日頃、裁決書の送達を受けた（甲3、乙12）。

(6) 訴訟提起

原告は、令和3年9月14日、本件各処分 of 取消しを求める本件訴訟を提起した（顕著な事実）。

3 被告の主張する本件各処分 of 根拠及び適法性

被告が本件訴訟において主張する本件各処分 of 根拠及び適法性は、別紙5「本件各処分 of 根拠及びその適法性」のとおりであるところ、後記4の争点に関する部分を除き、その計算方法及び計算過程に争いはない。

4 争点

本件 of 争点は、本件各処分 of 適法性に関し、(1) 損金 of 額に算入された本件否認仕入れが存在するか否か、(2) 通則法（国税通則法。平成29年1月1日前に法定申告期限が到来した国税については、平成28年法律第15号による改正前 of のもの。）68条に定める仮装又は隠蔽に当たるか否かである。

5 争点に関する当事者 of 主張

争点に関する当事者 of 主張は、別紙6「争点に関する当事者 of 主張」のとおりである。

第3 当裁判所 of 判断

1 認定事実

前提事実、括弧内掲記 of 証拠及び弁論 of 全趣旨によれば、以下 of 事実（以下「認定事実」といい、項番号等により「認定事実(1)」等と略称する。）が認められる。

(1) 原告における商品管理及び経理処理方法等

ア 主な仕入先からの仕入れ（通常仕入れ）

原告は、主な仕入先からの仕入れ（本件否認仕入れを含まない。通常仕入れ）について、仕入先に魚介類を発注し、納品時又は納品後に、当該発注に係る仕切書や納品書を受領するが、納品時に、納品された商品と仕切書や納品書との照合をしていなかった。原告は、通常仕入れにつき、仕入先から、1か月締めで、商品名、単位、数量、単価等を記載した請求書（甲6）の交付を受けた。乙取締役は、経理ソフト又は買掛帳に当該請求書記載どおり of 商品名、単位、数量、単価等を入力するなどしたが、当該請求書 of 記載内容について仕切書又は納品書との照合をしていなかった。乙取締役は、経理ソフト等への入力完了後、仕入先への支払事務を行っていたところ、通常仕入れ of 仕入先への支払は、主に、振込み又は小切手によりされていた。その後、原告は、顧問税理士に対し、上記 of 経理ソフト等に入力したデータ等を送付していた（甲6、乙14、15）。

イ 商品管理

原告は、仕入れた商品全てについて、受払を記録した台帳を作成していなかった。また、原告は、商品 of 在庫管理につき、決算期末に棚卸を行うのみで、日々 of 棚卸は行っておらず、日々 of 在庫数量を記録した帳簿も作成していなかった（甲14、乙14、15）。

ウ 商品 of 売上げ

原告は、得意先から注文を受けた後、配送担当者が得意先へ納品し、その際、売上傳票、納品書等を得意先に交付した。原告は、売上傳票を基に必要事項（商品名、単位、数量、単価等）を経理ソフトに入力して、毎月末締めで請求書を作成し、これを得意先に送付し、得意先からその支払を受け、その領収証を受領した。その後、原告は、顧問税理士に対し、上記 of 経理ソフトに入力したデータを送付していた（以下、当該データと上記アのとおり

送付した経理ソフト等のデータ等を併せて「原告の経理情報」という。)

原告は、特定の仕入先から仕入れた商品を特定の得意先に納品していたわけではないので、売上先から仕入先を特定することはできない(甲4、乙14)。

エ 現金管理

原告の現金は、原告代表者が鍵付きの机の中で、管理していた。原告代表者は、自らの代表者勘定と原告の現金を分別管理しておらず、また、原告は、現金と帳簿との突合も行っていなかったため、帳簿上の現金残高と実際の現金残高が一致していなかった。原告は、帳簿上の現金残高と実際の現金残高の差額につき、決算期末に代表者勘定で調整を行っていた(乙14)。

オ 決算報告書等の作成

原告は、毎月、顧問税理士との間で、上記ア及びウのとおり送付した原告の経理情報と書類のチェックを受け、決算期末に、顧問税理士において、原告の決算報告書等や法人税等の申告書を作成し、原告代表者が顧問税理士からその説明を受けて、これらの書類を完成させていた(乙14)。

カ 原告の売上総利益率等

原告代表者は、本件調査において、調査担当職員に対し、①鮮魚に関しては、感覚的には、市場で買ったものは2～3割の利益が出て、浜買いのものは約5割の利益が出る、②平成27年2月期からは、天然物の売値を下げ、薄利多売にする一方で、ここ一、二年(裁判所注：平成28年～平成30年)は仕入単価が上がったことから、粗利率が低下した、③仕入れた鮮魚は、保管期間(2～3日)以内に8～9割が販売でき、在庫となったもの(1～2割)は、捌いて冷凍パックにする一部のものを除き、廃棄となる、④冷凍の商品は、消費期限(3～6か月)を過ぎたら、廃棄するなど述べており(乙14、15)、調査担当職員が取りまとめた書面(乙15の別添5)によれば、原告の過去10年間の売上総利益率の推移は、24.6%(平成21年2月期)～17.0%(平成30年2月期)であった。

(2) 本件否認仕入れに係る書類の存在

本件否認仕入れについては、通常仕入れであれば仕入先から受領する納品書、仕切書及び請求書が存在せず、本件領収証(乙13)しか存在しない(乙13～16)。

(3) 本件バツタ買に関する本件領収証の作成名義人

ア Aについて

本件領収証の作成名義人として記載されているAの住所及び電話番号は、別紙3「本件領収証一覧」の「領収証発行者住所」及び「領収証発行者の電話番号」欄記載のとおりである。

商業登記簿上、「有限会社A」を商号とする法人は、3社存在するものの、別紙3「本件領収証一覧」の「領収証発行者の住所」欄記載の住所を本店所在地とする法人は、存在しなかった。また、上記住所に住民登録をしている個人もいなかった。上記住所地上には、建物が存在するが、同建物の所有者は、平成23年1月1日から平成31年2月28日までの間に、Aとの間で、建物の賃貸借契約を締結していなかった。別紙3「本件領収証一覧」の「領収証発行者の電話番号」欄記載の電話番号は、平成23年1月1日から平成28年4月28日までの間、戊が使用していた(乙26～29)。

戊は、本件調査において、調査担当職員に対し、Aについて、平成19年頃、座判（会社名、住所、電話番号が一体となったもの。）及び印鑑を作成したが、設立まで至らなかったため、Aで取引をしたことはない、Aの座判及び印鑑は、平成21年か平成22年頃、Bに渡した、本件領収証に押印されている座判及び印鑑は、自身が作成したものと同一であるが、本件領収証に記載された取引はしておらず、本件領収証の作成に関与していないなどと述べた（乙30・31）。

イ Cについて

本件領収証の作成名義人として記載されているCの住所及び電話番号は、別紙3「本件領収証一覧」の「領収証発行者住所」及び「領収証発行者の電話番号」欄記載のとおりである。

商業登記簿上、有限会社Cを商号とする法人は、1社存在するものの、その本店所在地は、別紙3「本件領収証一覧」の「領収証発行者の住所」欄記載の住所ではなく、熊本市西区D内であった。また、同別紙記載の住所に住民登録をしている個人もいなかった。同別紙記載の住所地上には、建物が存在するが、同建物の建物所有者は、平成23年1月1日から平成31年2月28日までの間に、Cとの間で、建物の賃貸借契約を締結していなかった。別紙3「本件領収証一覧」の「領収証発行者の電話番号」欄記載の電話番号は、平成23年1月1日から平成28年4月28日までの間、戊が使用していた（乙26～29）。

戊は、本件調査において、調査担当職員に対し、平成17年4月4日、本店所在地を熊本市D内として、Cを設立し、座判（会社名、住所、電話番号がそれぞれ独立したもので、住所を熊本市D内とするもの。）及び印鑑を作成した、平成19年頃、事務所を移転したため、座判のうち住所部分を熊本市Eに変更した、Cは、平成21年頃まで、取引を行っていたが、その後、取引を行っていない、Cの座判及び印鑑は、平成21年か平成22年頃、Bに渡した、Cは、本件領収証に記載された取引はしておらず、本件領収証の作成に関与していないなどと述べた（乙30、31）。

ウ Fについて

本件領収証の作成名義人として記載されているFの住所及び電話番号は、別紙3「本件領収証一覧」の「領収証発行者住所」及び「領収証発行者の電話番号」欄記載のとおりである。

Gは、平成23年1月1日から平成31年2月28日までの間、上記住所に居住しており（乙27）、本件調査において、調査担当職員に対し、Fは聞いたことがなく、自身も関係ないと回答した（乙32）。Hは、平成25年6月25日から平成27年6月1日までの間、上記住所に居住しており（乙27）、本件調査において、調査担当職員に対し、Fは聞いたことがないと回答した（乙33）。上記電話番号は、平成23年1月1日から平成30年11月26日までの間、使用されていなかった（乙29）。

エ Iについて

本件領収証の作成名義人として記載されているIの住所及び電話番号は、別紙3「本件領収証一覧」の「領収証発行者の住所」及び「領収証発行者の電話番号」欄記載のとおりである。

Hは、平成26年初め頃から、上記住所地において、Jの名称で、中古車販売、車両及

び農機具買取りを行う個人事業を営み、平成30年2月25日から上記住所地に居住しており、平成27年8月30日まで上記電話番号を使用していた(乙27、29)が、本件調査において、調査担当職員に対し、上記電話番号を他人に譲渡又は貸与したことはない、Iは知らない、自身とも関係ないと回答した(乙33)。

(4) 本件浜買いに関する本件領収証の作成名義人について

ア K、L、M、N、O、P、Q及びRについて

本件領収証の作成名義人として記載されているK、L、M、N、O、P、Q及びRの住所は、別紙3「本件領収証一覧」の「領収証発行者の住所」欄記載のとおり熊本県天草市であるところ、平成23年1月1日から平成31年1月11日までの間に同市内に同人らと同姓同名の人物の住民登録はなかった(乙19)。

イ Sについて

本件領収証の作成名義人として記載されているSの住所は、別紙3「本件領収証一覧」の「領収証発行者の住所」欄記載のとおり熊本県天草市であるところ、平成23年1月1日から令和元年7月29日までの間に同市内に同人と同姓同名の人物の住民登録はなかった(乙20)。

ウ Tについて

本件領収証の作成名義人として記載されているTの住所は、別紙3「本件領収証一覧」の「領収証発行者の住所」欄記載のとおり熊本県天草市であるところ、同人と同姓同名の人物は、同市に住民登録されていたが、同人名義の本件領収証が初めて発行された平成29年3月16日時点で、死亡していた(乙19)。

エ U、V、W及びXについて

本件領収証の作成名義人として記載されているU、V、W及びXは、いずれも船舶の名称であると推認され、本件領収証に記載されている上記各船舶の住所は、別紙3「本件領収証一覧」の「領収証発行者の住所」欄記載のとおり熊本県天草市である。

しかし、Y漁協には、平成23年1月1日から平成31年1月11日までの間に上記各船舶と同じ名称の船舶の船舶登録はなかった(乙21)。

オ Z及びaについて

本件領収証の作成名義人として記載されているZ及びaの住所は、別紙3「本件領収証一覧」の「領収証発行者の住所」欄記載のとおり熊本県天草市である。

同人らは、平成23年1月1日から平成31年1月11日までの間、同市に住民登録されていたところ(乙19)、本件調査において、調査担当職員に対し、漁業に従事しているが、素潜りで捕った魚介類は、Y漁協及び特定の水産会社に出荷しており、原告と取引したことはない、Z又はa名義の本件領収証を作成したことはないと回答した(乙24)。

カ bについて

本件領収証の作成名義人として記載されているbの住所は、別紙3「本件領収証一覧」の「領収証発行者の住所」欄記載のとおり熊本県天草市である。

同人は、平成23年1月1日から平成31年1月11日までの間、同市に住民登録されていたところ(乙19)、同人の弟であるZは、本件調査において、調査担当職員に対し、bが、10年以上前から、働ける状態になく、原告と取引したことも本件領収証を発行したこともないと回答した(乙23)。

キ dについて

本件領収証の作成名義人として記載されているdの住所は、別紙3「本件領収証一覧」の「領収証発行者の住所」欄記載のとおり熊本県天草市である。

同人は、平成23年1月1日から平成31年1月11日までの間、熊本県天草市に住民登録されていたところ（乙19）、本件調査において、調査担当職員に対し、Y漁協に勤務しており、漁師ではなく、原告と取引したことはない、同人名義の本件領収証を作成したことはないと回答した（乙25）。

ク eについて

本件領収証の作成名義人として記載されているeは、船舶の名称である。本件領収証に記載されている当該船舶の住所は、別紙3「本件領収証一覧」の「領収証発行者の住所」欄記載のとおり熊本県天草市である。

fは、平成23年11月21日から平成31年1月11日までの間、Y漁協に「e」の船舶登録をしていたところ（乙21）、本件調査において、調査担当職員に対し、漁業に従事しているが、素潜りで捕った魚介類は、全てY漁協に出荷しており、原告と取引したことはなく、e名義の本件領収証を作成したことはないと回答した（乙22）。

(5) 平成25年2月期の現金仕入れについて

ア 原告の平成25年2月期の総勘定元帳（甲17）の商品仕入高には、本件否認仕入れ以外にも、Z（上記（4）オ参照）から合計17回商品を仕入れて70万8882円を要し、d（上記（4）キ参照）から商品を仕入れて3万3000円を要した旨の記載があった。

イ 調査担当職員は、平成30年9月、原告に対し、平成27年2月期～平成30年2月期の法人税等を調査の対象として調査宣言をし（乙40）、同年11月、Z及びdの反面調査（乙24、25）を実施したが、その時点で、上記アの総勘定元帳及び平成25年2月期以前の領収証その他の書類を有していなかった（乙36〔3枚目〕参照）。

ウ 調査担当職員は、平成31年1月、平成24年2月期～平成26年2月期の法人税等を調査の対象に追加する調査宣言をし（乙40）、同月、Zの反面調査を実施したが、その際は、平成28年4月～平成30年2月のbを作成名義人とする本件領収証について確認するなどした（乙23）。

エ 処分行政庁は、上記アの仕入れにつき、これに対応する領収証を入手することができず、その検証をすることができなかつたこと等を踏まえ、これらを否認しないこととした。

2 争点（1）（損金の額に算入された本件否認仕入れが存在するか否か）について

(1) 判断の基礎となる事情

前提事実及び認定事実によれば、次の事実を指摘することができる。

ア 原告は、本件各事業年度（平成25年2月期～平成31年2月期）において、次の表のとおり、「純売上高」欄の額の純売上高及び「売上原価」欄の額の売上原価を計上したところ、処分行政庁から、「本件否認仕入れの額」欄の現金仕入れが仕入れの事実のない架空仕入れであると認定されたものである（前提事実（2）イ・（4））。

事業年度	純売上高	売上原価	本件否認仕入れの額
平成25年 2月期	6億4756万9136円	4億8777万5979円	650万4242円

平成26年 2月期	6億7382万4185円	5億1305万3059円	598万6710円
平成27年 2月期	7億7146万3878円	6億1919万3687円	4415万8891円
平成28年 2月期	7億9659万6412円	6億4359万7371円	3955万6684円
平成29年 2月期	6億8199万5785円	5億5985万7207円	2972万0372円
平成30年 2月期	7億7564万2289円	6億4410万5613円	3196万0925円
平成31年 2月期	7億5271万5174円	6億1067万9151円	732万4094円

イ 原告の経理情報は、①仕入れに関しては、仕入先から1か月締めで交付を受けた請求書に基づく商品名、単位、数量、単価等、②売上げに関しては、原告が得意先に交付した売上伝票に基づく商品名、単位、数量、単価等の記載がある。しかし、③仕入れの記載（①）は、納品時に納品された商品と仕切書・納品書との照合がされていないものであり、これとは別に仕入れた商品の受払の記録が行われていたわけでもなく、現実の在庫数量の確認が行われる時期も決算期末の棚卸の時のみであった。④売上げの記載（②）は、特定の仕入先から仕入れた商品を特定の得意先に納品していたわけではなく、かつ、仕入れた商品との関係の記載もないため、仕入れた商品との紐づけができないものであった（以上につき、認定事実（1）ア～ウ）。

ウ 本件領収証（乙13）は、原告が、別紙3「領収証発行者の名称」記載の者に対し、同「金額」欄記載の金額を支払った旨の記載があるが（前提事実（2）ウ）、当該支払の理由に関しては、同「領収証のただし書き」欄のとおり、①「品代」、「商品代金」又は「魚代として」等の具体的な取引内容が明らかでない記載又は②「ウニ・アワビ代として」又は「伊勢海老代として」等の商品名のみ記載があるにとどまる（前提事実（2）ウ）。

しかも、原告は、本件否認仕入れに関しては、通常仕入れであれば仕入先から受領する仕切書、納品書等を受領しておらず（認定事実（2））、本件否認仕入れに係る商品の存在を示す記録がなく（上記イ③）、これを納品した得意先を特定することもできない状態であった（認定事実（1）ウ）。

したがって、本件領収証をもって、原告が本件否認仕入れに係る商品を現金で仕入れたことを裏付ける客観的証拠であるとはいえない。

エ 原告の総勘定元帳には、上記ウの本件領収証に記載された金額が現金により支払われた旨の記載がある（前提事実（3））。しかし、原告においては、その現金を原告代表者において一括管理していたため（しかも、自らの代表者勘定との分別管理がされておらず、決算期末の時を除き、当該現金と帳簿との突合も行われていなかった。）、本件領収証に記載された上記金額の現金が原告から支出されたことを裏付ける客観的証拠がない。

オ 原告の仕入れた商品の販売状況に関しては、原告代表者の供述によっても、例えば、仕入れた鮮魚の売却率は、8割～9割という幅があり（認定事実（1）オ）、上記イ③の事

情からこの点に関する具体的な事実（原告における在庫商品の種類・数量等）を確定することができないところ、上記アの本件各事業年度における本件否認仕入れの額は、原告代表者の感覚的利益率等（認定事実（１）カ）を踏まえて、当該額が純売上高及び売上原価に占める割合をみても、純売上高の約１～９％、売上原価の約１～７％程度にとどまっている。

そうすると、仮に、本件否認仕入れが存在しない場合において、上記アのような純売上高が残余の売上原価から生じ得ないことが明らかであるとまではいえない。

（２）総合評価

以上の諸点に照らすと、原告の経理情報や本件領収証の存在をもって、本件否認仕入れに係る現金仕入れの事実があったと認めることは困難であるといわざるを得ない。

（３）原告の主張の要旨

これに対し、原告は、要旨、次のように主張し、これに沿う後掲の証拠もある。

- ① 原告は、本件各事業年度において、本件バツタ買い及び本件浜買いを現に行い、代金の支払を証するものとして本件領収証を受領し、原告の経理情報にその旨を記載したものである。このことは、信用性十分な原告代表者の供述（乙１４、１５、３４、３５。以下、単に「原告代表者の供述」という。）に照らして明らかである。

本件バツタ買いに係る本件領収証については、㊸本件領収証の作成名義人であるＡは、戊を意味するものと解すべきであって、実在しないとはいえない。㊹第三者が設立に至っていない会社の座判及び印鑑を必要とするなどおよそあり得ないので、Ａの座判及び印鑑を第三者に渡したとの戊の供述は信用できず、Ａ名義の本件領収証は、戊が関与して作成されたものである。㊺戊は、当初、Ｃで取引をしたことはないと述べていたが、その後、平成１８年３月期から平成２０年３月期まで事業を行っていたことを認めており、その供述に変遷があり、信用できないから、Ｃ名義の本件領収証は、戊が関与して作成されたものである。

本件浜買いに係る本件領収証については、㊻原告の平成２５年２月期の総勘定元帳の商品仕入高には、本件否認仕入れ以外にも、Ｚ及びｄから現金で商品を仕入れたとの記載があり、これらは、処分行政庁により否認されていないのであるから、原告と取引していないという上記兩名の供述は、これと矛盾し、信用できない。

- ② 本件各事業年度における売上げがある以上、それに対応する仕入れが存在することは当然に推認されるというべきであるところ、通常仕入れのみによっては、原告の売上げに対応する商品を確保することができない。このことは、平成２９年２月期及び平成３０年２月期における売上げと通常仕入れを踏まえた論理期末棚卸在庫数の比較（甲４、５、９～１３、１９～２４）に照らして、明らかである。

（４）原告の主張①について

ア 原告代表者の供述によれば、要旨「原告代表者は、仲介者（以下「本件仲介者」という。）を通じて、①漁師等（以下「本件浜買い漁師等」という。）から本件浜買いを行い、又は②倒産した企業等の商品を販売している業者（以下「本件バツタ買い業者」という。）から本件バツタ買いを行ったところ、その商品の受渡方法はその都度まちまちであって本件浜買い漁師等又は本件バツタ買い業者からの直接の受取ではなく、その代金も（本件浜買い漁師等又は本件バツタ買い業者ではなく）本件仲介者に支払っており、本件領収証は

本件仲介者から受け取ったものである。本件領収証は、その作成名義人が別紙3「本件領収証一覧」の「領収証発行者の名称」欄記載の者となっているが、実際にこれを記載した者は、本件仲介者かもしれないし、本件浜買い漁師等又は本件バツタ買い業者かもしれないし、実際のところは分からない。原告代表者は、本件浜買い漁師等及び本件バツタ買い業者と直接の面識はなく、調査担当職員に対し、本件仲介者の名前等を明かすことはできない」というのである。

イ しかしながら、上記アのような原告代表者の供述に照らせば、本件領収証は、原告代表者が本件仲介者から受領したものにすぎないから、本件否認仕入れの売主として、本件否認仕入れに係る商品を販売し、その代金を受領した本件浜買い漁師等又は本件バツタ買い業者が作成したものであるか否か自体が明らかではない上、本件仲介者が現に存在するか否かも明らかではないといわざるを得ない。

そうすると、このような本件領収証は、上記のような作成経緯等に照らし、本件浜買い漁師等又は本件バツタ買い業者の署名押印又は記名押印の存在をもって、直ちに真正に成立したものであるとは断じ難いし、これに記載された取引の存在及び内容を証する客観的な資料であるともいい難い。

ウ 上記イの点を措くとしても、本件領収証は、次のとおり、①作成名義人が実在しないこと又は②作成名義人が実在する場合でも、当該作成名義人が本件領収証に記載されている金員の受領を否定していることから、これに記載された取引の存在及び内容を証するものではないといわざるを得ない。

(ア) A (本件バツタ買い) について

Aを作成名義人とする本件領収証は、これに「有限会社A」という法人名の記載がある以上、戊がAの座判及び印鑑を作成したという一事(認定事実(3)ア)をもって、Aの名称が戊個人を意味するとはいえない。

しかも、認定事実によれば、Aは、そもそも本件領収証に記載された住所地に存在せず、その設立に関与した戊は、Aについて、設立に至っていないことから、本件領収証に記載された取引はしていないと述べ、本件領収証に記載された金員の受領を否定している(認定事実(3)ア)。第三者が会社の座判や印鑑を必要とすることがおよそあり得ないとまではいえず、戊が殊更虚偽の供述をするような事情もうかがえないことからすれば、Aの座判及び印鑑を第三者に渡したという戊の供述が直ちに信用できないとまではいえず、他に戊の関与のもとに本件領収証が作成されたことをうかがわせる証拠もない。

以上によれば、Aを作成名義人とする本件領収証は、当該作成名義人が実在せず、これに記載された取引の存在及び内容を証するものであるとはいえない。

(イ) C (本件バツタ買い) について

認定事実によれば、Cは、その本店所在地がCを作成名義人とする本件領収証記載の住所地と異なる場所に実在し、Cを設立した戊が、登記上の本店所在地で設立した後、その事務所を上記住所地に変更したと述べていること(認定事実(3)イ)に照らすと、上記の本件領収証の作成名義人が実在しないとまではいえない。

もっとも、戊は、Cについて、平成21年頃から、事業を行っておらず、上記の本件領収証に記載された取引はしていないと述べ、上記の本件領収証に記載された金員の受

領を否定している（認定事実（3）イ。なお、本件全証拠によっても、Cが平成21年以後も取引を継続していたことはうかがわれないから、同年以前の取引に関して戊の供述に変遷があることをもって、本件領収証に記載された取引に係る戊の供述までも信用できないとはいえない。）。

以上によれば、Cを作成名義人とする本件領収証は、これに記載された取引の存在及び内容を証するものであるとはいえない。

(ウ) F（本件バツタ買い）について

認定事実によれば、Fを作成名義人とする本件領収証が発行された期間において、その記載に係る住所地に居住していた者2名は、Fと自身との関係を否定し、Fについて聞いたこともないと述べ、上記の本件領収証に記載された金員の受領も否定している（認定事実（3）ウ）。

以上によれば、Fを作成名義人とする本件領収証は、上記2名が当該作成名義人であるとは認められないから、当該作成名義人が実在せず、これに記載された取引の存在及び内容を証するものであるとはいえない。

(エ) I（本件バツタ買い）について

認定事実によれば、Iを作成名義人とする本件領収証が発行された期間において、その記載に係る住所地で事業を営むなどしていた者は、倒産した企業等の魚介類を販売する事業ではなく、中古車販売等を営んでおり、Iと自身との関係を否定し、Iについて聞いたことがないと述べ、上記の本件領収証に記載された金員の受領も否定している（認定事実（3）エ）。

以上によれば、Iを作成名義人とする本件領収証は、上記の者がIを営む個人であるとは認められないから、当該作成名義人が実在せず、これに記載された取引の存在及び内容を証するものであるとはいえない。

(オ) K、L、M、N、O、P、Q、R、S及びT並びにU、V、W及びX（本件浜買い）について

認定事実によれば、K、L、M、N、O、P、Q、R及びSを作成名義人とする本件領収証が発行された期間において、その記載に係る住所地である熊本県天草市に同姓同名で住民登録をしていた者は、存在していなかった（認定事実（4）ア、イ）。

Tを作成名義人とする本件領収証に関しては、その記載に係る住所地である熊本県天草市に同姓同名で住民登録をしていた者は、上記の本件領収証が初めて発行された平成29年3月16日時点で、死亡していた（認定事実（4）ウ）。

U、V、W及びXを作成名義人とする本件領収証が発行された期間において、その記載に係る住所地である熊本県天草市を管轄とするY漁協に同名で船舶登録をしていた船舶は、存在していなかった（認定事実（4）エ）。

以上によれば、K、L、M、N、O、P、Q、R、S及びT並びにU、V、W及びXを作成名義人とする本件領収証は、当該作成名義人が実在せず、これに記載された取引の存在及び内容を証するものであるとはいえない。

(カ) Z、a、b及びd並びにe（本件浜買い）について

認定事実によれば、Z、a、b及びdを作成名義人とする本件領収証が発行された期間において、その記載に係る住所地である熊本県天草市に住民登録をしていた者のうち

①Z及びaは、漁業に従事していたものの、捕った魚介類は、Y漁協及び特定の水産会社に出荷しており、原告と取引をしたことはないと述べ、上記の本件領収証に記載された金員の受領も否定し、②b及びdは、漁業に従事しておらず、原告と取引をしたことはないと述べ、上記の本件領収証に記載された金員の受領も否定している（認定事実（4）オ～キ。なお、原告の平成25年2月期の総勘定元帳の商品仕入高には、処分行政庁から否認されなかったZ及びdの現金仕入れの記載がある（認定事実（5）ア）が、これは、処分行政庁において当該記載の事実を否認するに足りるだけの証拠がなかったというものにすぎず（認定事実（5）イ～エ参照）、上記総勘定元帳の記載をもって、原告と取引していないという上記両名の供述が矛盾するものということとはできない。）。

また、eを作成名義人とする本件領収証が発行された期間において、その記載に係る住所地である熊本県天草市を管轄とするY漁協に同名で船舶登録をしていた船舶の所有者は、漁業に従事していたものの、捕った魚介類は、全てY漁協に出荷しており、原告と取引をしたことはないと述べ、上記の本件領収証に記載された金員の受領も否定している（認定事実（4）ク）。

以上によれば、Z、a、b及びd並びにeを作成名義人とする本件領収証は、これに記載された取引の存在及び内容を証するものであるとはいえない。

エ 以上に説示したところに照らすと、上記アの原告代表者の供述は、本件領収証やこれに沿う総勘定元帳等の原告の帳簿の存在によってその信用性を裏付けられるものとはいえないのであって、これをもって本件否認仕入れ（本件バツタ買い及び本件浜買い）に係る現金仕入れの事実があったと認めるに足りるものとはいえない。

したがって、原告の主張①は、採用することができない。

（5）原告の主張②について

証拠（甲4、5、9～13、19～24）によれば、原告は、平成29年2月期及び平成30年2月期の複数の魚種（タイ、カンパチ、サワラ・サゴシ、ブリ、スズキ・ナイルパーチ、タチウオ）において、通常仕入れに係る請求書等及び売上先に係る納品書等を基に算定した通常仕入れ及び売上げの数量（いずれもkg）、通常仕入れの数量に一定の廃棄率を乗じて算定した廃棄数量（kg）をそれぞれ算出し、通常仕入れの数量から売上げ及び廃棄数量を差し引く方法により、分析を行ったところ、当該分析の結果としては、売上げ及び廃棄数量が通常仕入れの数量を上回っており、上記期間において、重量差が生じている月が存在するとされている。

しかし、通常仕入れに係る請求書等や売上先に係る納品書等に記載された通常仕入れ及び売上げの数量の単位には、「kg」だけでなく、「ケース」、「箱」等もあり、仕入先、販売先や商品によって異なっている。そして、上記のような「ケース」、「箱」等を数量の単位とするものについては、上記（1）イで説示した原告における仕入れ・販売の実務に照らせば、その実際の重量は必ずしも明らかであるとはいえない。原告は、上記比較に当たり、これらを全てkgに変換したが、その変換基準は、以上に述べたところを踏まえると、必ずしも客観的指標に基づくものとはいえず、原告独自の推計的方法であるといわざるを得ない。廃棄率の設定の仕方について客観的指標に基づくものであるとはいえないことも、上記と同様である。

また、掲記の証拠によれば、例えば、タイについては、平成29年2月期において、1万

1913kgの重量差が生じており（甲5）、これを本件浜買いにより補うためには、1日当たり約32kgのタイを仕入れる必要があるところ、原告代表者は、本件浜買いは、原告が指定して注文するものではなく、出荷しない余り物が入っており、箱を開けるまで何が入っているか分からないなどと供述しているのであるから（乙14）、このような注文方法に照らして、本件浜買いにより、特定の魚種の重量差を補うに足りるだけの仕入れができるとは考え難い。そして、上記のような重量差が生じている月が存在するとしても、これは、原告の売上げの原因として、通常仕入れ以外の何らかのものが存在することを抽象的に示すものにすぎず、本件否認仕入れに係る個々の現金仕入れが存在することを裏付けるものとしては不十分であるといわざるを得ない（このようなことから、上記のような分析結果は、上記（1）オの判断を妨げるものとまではいえない）。

したがって、上記のような分析結果は、これのみをもって本件否認仕入れ（本件バツタ買い及び本件浜買い）に係る現金仕入れの事実があったと認めるに足りないといわざるを得ず、原告の主張②は、採用することができない。

（6）結論

以上によれば、本件否認仕入れ（本件バツタ買い及び本件浜買い）に係る現金仕入れは、仮に、原告と本件仲介者との間で何らかの商品の取引が現に行われていたとしても、原告の経理情報及び本件領収証の存在をもって、原告の主張する額の現金仕入れの事実があったと認めることはできないから、これを損金の額に算入することはできないというべきである。

3 争点（2）（通則法68条に定める仮装又は隠蔽に当たるか否か）について

（1）通則法68条1項は、過少申告をした納税者が、その国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し又は仮装し、その隠蔽し又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、その納税者に対して重加算税を課することとしている。この重加算税の制度は、納税者が過少申告をするにつき隠蔽又は仮装という不正手段を用いていた場合に、過少申告加算税よりも重い行政上の制裁を課すことによって、悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって申告納税制度による適正な徴税の実現を確保しようとするものである。

したがって、重加算税を課するためには、納税者のした過少申告行為そのものが隠蔽、仮装に当たるというだけでは足りず、過少申告行為そのものとは別に、隠蔽、仮装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告がされたことを要するものである。しかし、上記の重加算税制度の趣旨にかんがみれば、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在したことまで必要であると解するのは相当でなく、納税者が、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、重加算税の上記賦課要件が満たされるものと解すべきである（最高裁平成●●年（○○）第●●号同7年4月28日第二小法廷判決・民集49巻4号1193頁参照）。

（2）これを本件についてみると、前提事実、認定事実及び上記2（4）アで認定したところによれば、原告は、原告代表者が供述するところによっても、原告代表者が、処分行政庁に対し、本件各事業年度の法人税等の確定申告又は修正申告をするに当たり、本件領収証が、処分行政庁（の職員）に名前等を明かすことはできない本件仲介者から入手したものであって、その作成名義人である本件浜買い漁師等及び本件バツタ買い業者とは直接の面識がなく、本

件浜買い漁師等及び本件バツタ買い業者との間で本件領収証に係る商品の受取や代金の支払を直接行ったものではないことを認識しながら（上記２（４）ア）、本件否認仕入れを損金の額に計上させるため、これを乙取締役に交付して経理処理をさせ（前提事実（２））、本件各事業年度の法人税等の確定申告書又は修正申告書の作成を依頼した顧問税理士に対しても上記の事情を秘匿し、顧問税理士に本件否認仕入れを損金の額に計上した確定申告書又は修正申告書を作成させ（認定事実（１）ア～オ）、処分行政庁にこれを提出した（前提事実（３）ア）というのである。以上の事実によれば、原告は、当初から本件否認仕入れを損金の額に計上させてその所得を過少に申告することを意図した上、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をしたものであるから、その意図に基づいて原告がした上記の過少申告行為は、通則法６８条１項所定の重加算税の賦課要件を満たすものというべきである。

- (3) これに対し、原告は、①本件否認仕入れによって現実に魚介類を仕入れてその代金を支払っていたから、隠蔽、仮装と評価すべき行為がなく、②仮に、総勘定元帳に記録された本件否認仕入れに係る仕入先が真実の仕入先と合致しないとしても、その齟齬を認識しておらず、これを発見できなかったことはやむを得ないから、通則法６８条１項所定の重加算税の賦課要件を満たしていない旨を主張する。

しかしながら、①の点については、原告に隠蔽、仮装と評価すべき行為があったことは、上記（２）のとおりであり、②の点については、原告代表者の認識・意図が上記（２）のとおりである以上、事実の基礎を欠くものといわざるを得ない。

したがって、原告の上記主張は、採用することができない。

4 本件各処分の適法性

(1) 本件各更正処分について

上記２のとおり、本件否認仕入れは、損金の額に算入することはできないところ、原告の平成２５年２月期～平成３１年２月期の法人税に係る所得金額、納付すべき税額及び翌期へ繰り越す欠損金の額は、別紙５「本件各処分の根拠及び適法性」記載のとおりであり、いずれも本件各事業年度の法人税の更正処分における納付すべき税額と同額である。平成２６年２月課税事業年度及び平成２７年２月課税事業年度の復興特別法人税に係る課税標準法人税額、納付すべき税額は、別紙５「本件各処分の根拠及び適法性」記載のとおりであり、いずれも各事業年度の復興特別法人税の更正処分における納付すべき税額と同額である。平成２７年２月課税事業年度～平成３１年２月課税事業年度の地方法人税に係る課税標準法人税額、納付すべき税額は、別紙５「本件各処分の根拠及び適法性」記載のとおりであり、いずれも各事業年度の地方法人税の更正処分における納付すべき税額と同額である。

したがって、本件各更正処分は適法である。

(2) 本件各賦課決定処分について

ア 過少申告加算税賦課決定処分について

上記（１）のとおり、平成２７年２月期の法人税の更正処分及び平成２７年２月課税事業年度の復興特別法人税の更正処分は適法であり、これを前提に計算すると、それぞれの過少申告加算税の額は、別紙５「本件各処分の根拠及び適法性」記載のとおりであり、いずれも過少申告加算税賦課決定処分により付加された過少申告加算税の額と同額であるので、上記処分は適法である。

イ 重加算税賦課決定処分について

上記3のとおり、通則法68条1項に該当する行為が認められるところ、これを前提に計算すると、平成25年2月期～平成31年2月期までに法人税の重加算税、平成26年2月課税事業年度及び平成27年2月課税事業年度の復興特別法人税の重加算税並びに平成28年2月課税事業年度から平成31年2月課税事業年度の地方法人税の重加算税の額は、別紙5「本件各処分の根拠及び適法性」記載のとおりであり、いずれも重加算税賦課決定処分により付加された重加算税の額と同額であるので、上記処分は適法である。

(3) 平成25年2月期以後の法人税の青色申告の承認の取消処分について

法人税法127条1項は、同法121条1項（青色申告）の承認を受けた内国法人につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に定める事業年度まで遡って、その承認を取り消すことができる旨を規定し、同項3号として、「その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること 当該事業年度」を掲げている。

上記3で説示したところによからすれば、原告は、平成25年2月期に係る原告の帳簿書類に取引の一部を隠蔽し又は仮装して記載したというべきであるから、通則法127条1項3号に掲げる事由に該当すると認められる。上記3からすれば、通則法127条1項3号に該当する事由があると認められる。

したがって、平成25年2月期以後の法人税の青色申告の承認の取消処分は、適法である。

第4 結語

よって、本件各処分は、いずれも適法であり、原告の請求は、いずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 林 史高

裁判官 溝渕 章展

裁判官 加納 紅実

(別紙1)

当事者目録

5

原 告

株式会社

同代表者代表取締役

甲

同訴訟代理人弁護士

山 本 洋 一 郎

同

菅 野 直 樹

同

松 本 道 弘

10

同

春 日 通 良

同

三 木 義 一

同補佐人税理士

福 田 幸 徳

15

被 告

国

同代表者法務大臣

小 泉 龍 司

同処分行政庁

熊本西税務署長 土肥浩一

同指定代理人

井 垣 成 一

同

一 丸 聖 樹

同

鐘 ヶ 江 宏 樹 仁

20

同

山 崎 和 哉 子

同

福 田 澄 健 章

同

矢 上 田 健 章

同

西 田 木 章 泰

同

尾 野 泰 洋

25

同

以 上

(別紙2)

請求目録

- 1 処分行政庁が原告に対して令和元年12月25日付けでした原告の平成24
5 年3月1日から平成25年2月28日までの事業年度（以下「平成25年2月
期」という。）の法人税の更正処分のうち、所得金額1049万6084円を
超える部分、納付すべき税額218万8500円を超える部分及び重加算税の
賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 2 処分行政庁が原告に対して令和元年12月25日付けでした原告の平成25
10 年3月1日から平成26年2月28日までの事業年度（以下、法人税につい
ては、「平成26年2月期」、復興特別法人税については、「平成26年2月課税
事業年度」という。）の法人税の更正処分のうち、所得金額1542万738
8円を超える部分、納付すべき税額309万3600円を超える部分及び重加
算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 15 3 処分行政庁が原告に対して令和元年12月25日付けでした原告の平成26
年3月1日から平成27年2月28日までの事業年度（以下、法人税につい
ては、「平成27年2月期」、復興特別法人税については、「平成27年2月課税
事業年度」という。）の法人税の更正処分のうち、所得金額364万9744
円を超える部分、納付すべき税額54万6900円を超える部分並びに過少申
20 告加算税及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 4 処分行政庁が原告に対して令和元年12月25日付けでした原告の平成27
年3月1日から平成28年2月29日までの事業年度（以下、法人税につい
ては、「平成28年2月期」、地方法人税については、「平成28年2月課税事業
25 年度」という。）の法人税の更正処分のうち、所得金額1192万3613円
を超える部分、納付すべき税額220万0000円を超える部分及び重加算税
の賦課決定処分をいずれも取り消す。

- 5 処分行政庁が原告に対して令和元年12月25日付けでした原告の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの事業年度（以下、法人税については、「平成29年2月期」、地方法人税については、「平成29年2月課税事業年度」という。）の法人税の更正処分のうち、所得金額279万9071円を超える部分、納付すべき税額41万9600円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 6 処分行政庁が原告に対して令和元年12月25日付けでした原告の平成29年3月1日から平成30年2月28日までの事業年度（以下、法人税については、「平成30年2月期」、地方法人税については、「平成30年2月課税事業年度」という。）の法人税の更正処分のうち、所得金額マイナス333万1481円を超える部分、納付すべき税額マイナス162円を超える部分、翌期へ繰り越す欠損金額333万1481円を下回る部分及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 7 処分行政庁が原告に対して令和元年12月25日付けでした原告の平成30年3月1日から平成31年2月28日までの事業年度（以下、法人税については、「平成31年2月期」、地方法人税については、「平成31年2月課税事業年度」という。）の法人税の更正処分のうち、所得金額0円を超える部分、納付すべき税額マイナス117円を超える部分、翌期へ繰り越す欠損金額162万1159円を下回る部分及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 8 処分行政庁が原告に対して令和元年12月25日付けでした原告の平成25年2月期以後の法人税の青色申告の承認の取消処分をいずれも取り消す。
- 9 処分行政庁が原告に対して令和元年12月25日付けでした原告の平成26年2月課税事業年度（平成25年3月1日から平成26年2月28日までの課税事業年度）の復興特別法人税の更正処分のうち、課税標準法人税額309万3000円を超える部分、納付すべき税額30万9200円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

10 処分行政庁が原告に対して令和元年12月25日付けでした原告の平成27年2月課税事業年度（平成26年3月1日から平成27年2月28日までの課税事業年度）の復興特別法人税の更正処分のうち、課税標準法人税額54万7000円を超える部分、納付すべき税額5万4600円を超える部分並びに
5 過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

11 処分行政庁が原告に対して令和元年12月25日付けでした原告の平成28年2月課税事業年度（平成27年3月1日から平成28年2月29日までの課税事業年度）の地方法人税の更正処分のうち、課税標準法人税額220万0000円を超える部分、納付すべき税額9万6800円を超える部分及び重加
10 算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

12 処分行政庁が原告に対して令和元年12月25日付けでした原告の平成29年2月課税事業年度（平成28年3月1日から平成29年2月28日までの課税事業年度）の地方法人税の更正処分のうち、課税標準法人税額41万9000円を超える部分、納付すべき税額1万8400円を超える部分及び重加算
15 税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

13 処分行政庁が原告に対して令和元年12月25日付けでした原告の平成30年2月課税事業年度（平成29年3月1日から平成30年2月28日までの課税事業年度）の地方法人税の更正処分のうち、課税標準法人税額0円を超える部分、納付すべき税額0円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分をい
20 ずれも取り消す。

14 処分行政庁が原告に対して令和元年12月25日付けでした原告の平成31年2月課税事業年度（平成30年3月1日から平成31年2月28日までの課税事業年度）の地方法人税の更正処分のうち、課税標準法人税額0円を超える部分、納付すべき税額0円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分をい
25 ずれも取り消す。

以上

(別紙4)

課税の経緯 (法人税)

(単位:円)

事業年度	区分 項目	確定申告	修正申告及び 賦課決定処分	更正処分及び 賦課決定処分	審査請求	裁 決	原告主張額
平成25年2月 期	所得金額	4,885,284	10,496,084	17,000,326	10,496,084	17,000,326	10,496,084
	納付すべき税額	879,000	2,188,500	4,139,700	2,188,500	4,139,700	2,188,500
	重加算税の額		455,000	682,500	0	682,500	0
平成26年2月 期	所得金額	7,692,188	15,427,388	20,902,498	15,427,388	20,902,498	15,427,388
	納付すべき税額	1,153,500	3,093,600	4,489,700	3,093,600	4,489,700	3,093,600
	重加算税の額		679,000	486,500	0	486,500	0
平成27年2月 期	所得金額	3,649,744		53,836,929	3,649,744	53,836,929	3,649,744
	納付すべき税額	546,900		12,887,700	546,900	12,887,700	546,900
	過少申告加算税の額			134,500	0	134,500	0
	重加算税の額			3,941,000	0	3,941,000	0
平成28年2月 期	所得金額	11,923,613		45,981,749	11,923,613	45,981,749	11,923,613
	納付すべき税額	2,200,000		10,884,800	2,200,000	10,884,800	2,200,000
	重加算税の額			3,038,000	0	3,038,000	0
平成29年2月 期	所得金額	2,799,071		28,145,199	2,799,071	28,145,199	2,799,071
	納付すべき税額	419,600		6,014,400	419,600	6,014,400	419,600
	重加算税の額			2,515,500	0	2,515,500	0
平成30年2月 期	所得金額	△3,331,481		19,179,821	△3,331,481	19,179,821	△3,331,481
	納付すべき税額	△162		3,815,700	△162	3,815,700	△162
	翌期へ繰り越す欠損金の額	3,331,481		0	3,331,481	0	3,331,481
	重加算税の額			1,714,500	0	1,714,500	0
平成31年2月 期	所得金額	0		7,269,273	0	7,269,273	0
	納付すべき税額	△117		1,090,200	△117	1,090,200	△117
	翌期へ繰り越す欠損金の額	1,621,159		0	1,621,159	0	1,621,159
	重加算税の額			490,500	0	490,500	0

(注)表中の△印は、マイナスを示す。

課税の経緯（復興特別法人税）

（単位：円）

課税事業年度	区分 項目	確定申告	修正申告及び 賦課決定処分	更正処分及び 賦課決定処分	審査請求	裁 決	原告主張額
平成26年2 月課税事業 年度	課税標準法人税額	1,153,000	3,093,000	4,490,000	3,093,000	4,490,000	3,093,000
	納付すべき税額	115,200	309,200	448,900	309,200	448,900	309,200
	重加算税の額		66,500	45,500	0	45,500	0
平成27年2 月課税事業 年度	課税標準法人税額	547,000		12,888,000	547,000	12,888,000	547,000
	納付すべき税額	54,600		1,288,700	54,600	1,288,700	54,600
	過少申告加算税の額			10,000	0	10,000	0
	重加算税の額			392,000	0	392,000	0

課税の経緯 (地方法人税)

(単位:円)

課税事業年度	区分 項目	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	審査請求	裁 決	原告主張額
平成28年2 月課税事業 年度	課税標準法人税額	2,200,000	10,885,000	2,200,000	10,885,000	2,200,000
	納付すべき税額	96,800	478,900	96,800	478,900	96,800
	重加算税の額		133,000	0	133,000	0
平成29年2 月課税事業 年度	課税標準法人税額	419,000	6,014,000	419,000	6,014,000	419,000
	納付すべき税額	18,400	264,600	18,400	264,600	18,400
	重加算税の額		84,000	0	84,000	0
平成30年2 月課税事業 年度	課税標準法人税額	0	3,815,000	0	3,815,000	0
	納付すべき税額	0	167,800	0	167,800	0
	重加算税の額		56,000	0	56,000	0
平成31年2 月課税事業 年度	課税標準法人税額	0	1,090,000	0	1,090,000	0
	納付すべき税額	0	47,900	0	47,900	0
	重加算税の額		14,000	0	14,000	0

(別紙5)

本件各処分根拠及び適法性

1 各税法における税額等の計算の概要

5 (1) 法人税額の計算の概要

法人税の額は、各事業年度の所得の金額に所定の税率を乗じて計算した金額となる（法人税法66条1項）。事業年度とは、法人の財産及び損益の計算の単位となる期間をいい（同法13条1項）、各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額となる（同法22条1項）。当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、当該法人の当該事業年度の収益の額（同条2項）とし、また、当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、当該法人の当該事業年度の前価の額、費用の額及び損失の額（同条3項）として計算されるが、これら収益の額及び費用等額は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に従って計算される（同条4項）。

15 (2) 復興特別法人税額の計算の概要

復興特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に100分の10の税率を乗じて計算した金額となる（復興財源確保法48条）。課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額であり（同法47条2項）、基準法人税額は、当該法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法人税の税額の計算に関する法令の規定により計算した法人税の額となる（同法44条）。

20 (3) 地方法人税額の計算の概要

地方法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に100分の4.4の税率を乗じて計算した金額となる（地方法人税法10条）。課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額であり（同法9条2項）、基準法

人税額は、当該法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法人税の税額の計算に関する法令の規定により計算した法人税の額となる（同法6条）。

2 本件各更正処分等における法人税額等の計算の概要

5 (1) 平成25年2月期

ア 所得金額 1700万0326円

所得金額は、次の(ア)に(イ)を加算した額である。

(ア) 申告所得金額（平成25年2月期の法人税の修正申告の額）

1049万6084円

10 (乙第4号証の2・1枚目「1」欄)

(イ) 商品仕入高の過大計上額 650万4242円

本件否認仕入れのうち平成25年2月期に係る650万4242円は、仕入れの事実のない架空仕入れと認められることから、損金の額に算入されないため、所得金額に加算される。

15 イ 納付すべき法人税額 413万9700円

納付すべき法人税額は、次の(ア)から(イ)を控除した金額（ただし通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後の金額。以下同じ。）である。

(ア) 法人税の額 414万0000円

20 法人税の額は、上記アの所得金額1700万0000円（ただし、通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後の金額。以下同じ。）に平成23年法律第114号による改正前の法人税法66条1項及び2項（ただし、平成23年法律第114号による改正前の租税特別措置法〔以下「措置法」という。〕42条の3の2第1項による読替後の税率による。）に規定する税率を乗じて計算した金額である
25 （所得金額800万円以下の金額については100分の18を乗じ、8

00万円を超える金額については100分の30を乗じて計算した金額の合計額)。

(イ) 控除税額 (平成25年2月期の法人税の修正申告の額) 255円

(乙第4号証の2・1枚目「12」欄)

5 ウ 重加算税の額 68万2500円

重加算税の額は、更正処分により新たに納付すべきこととなった税額195万0000円 (ただし、通則法118条3項により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額。以下同じ。) に、通則法68条1項所定の割合(100分の35)を乗じた金額である。

10 (2) 平成26年2月期

ア 所得金額 2090万2498円

所得金額は、次の(ア)に(イ)及び(ウ)を加算し(エ)を減算した額である。

(ア) 申告所得金額 (平成26年2月期の法人税の修正申告の額)

1542万7388円

(乙第5号証の3・1枚目「1」欄)

15 (イ) 商品仕入高の過大計上額 598万6710円

本件否認仕入れのうち平成26年2月期に係る598万6710円は、仕入れの事実のない架空仕入れと認められることから、損金の額に算入されないため、所得金額に加算される。

20 (ウ) 減価償却超過額 11万2500円

本件青色申告承認取消処分により、措置法67条の5の適用を受けられないこととなったことから、損金の額に算入している取得価額30万円未満の減価償却資産に係る減価償却費のうち、償却限度額を超える額(償却超過額)11万2500円は、損金の額に算入されないため、所得金額に加算される。

25 (エ) 事業税及び地方法人特別税相当額 (以下「事業税等相当額」とい

う。)として損金の額に算入される額 62万4100円

平成25年2月期の法人税の更正処分に伴い納付することとなる平成25年2月期の事業税等相当額の増加額62万4100円は、損金の額に算入されるため、所得金額から減算される。

5 イ 納付すべき法人税額 448万9700円

納付すべき法人税額は、次の(ア)から(イ)を控除した金額(100円未満の端数切捨て)である。

(ア) 法人税の額 449万0010円

10 法人税の額は、上記アの所得金額2090万2000円(1000円未満の端数切捨て)に平成27年法律第9号による改正前の法人税法66条1項及び2項(ただし、平成27年法律第9号の改正前の措置法42条の3の2第1項による読替後の税率による。)に規定する税率を乗じて計算した金額である(所得金額800万円以下の金額については100分の15を乗じ、800万円を超える金額については100分の25.5を乗じて計算した金額の合計額)。

15 (イ) 控除税額(平成26年2月期の法人税の修正申告の額) 281円
(乙第5号証の3・1枚目「12」欄)

ウ 重加算税の額 48万6500円

20 重加算税の額は、更正処分により新たに納付すべきこととなった税額139万0000円(1万円未満の端数切捨て)に、通則法68条1項所定の割合(100分の35)を乗じた金額である。

(3) 平成27年2月期

ア 所得金額 5383万6929円

所得金額は、次の(ア)に(イ)~(エ)を加算し、(オ)及び(カ)を減算した額である。

25 (ア) 申告所得金額 364万9744円

(乙第6号証の1・1枚目「1」欄)

(イ) 商品仕入高の過大計上額 4415万8891円

本件否認仕入れのうち平成27年2月期に係る4415万8891円は、仕入れの事実のない架空仕入れと認められることから、損金の額に算入されないため、所得金額に加算される。

5 (ウ) 減価償却超過額 61万3894円

本件青色申告承認取消処分により、措置法67条の5の適用を受けられないこととなったことから、損金の額に算入している取得価額30万円未満の減価償却資産に係る減価償却費のうち、償却限度額を超える額61万3894円は、損金の額に算入されないため、所得金額に加算される。

10 (エ) 減価償却超過額 605万2200円

本件青色申告承認取消処分により、措置法（ただし、平成27年法律第9号による改正前のもの。）42条の5第1項の適用を受けられないこととなったことから、損金の額に算入している減価償却費のうち、償却限度額を超える額605万2200円は、損金の額に算入されないため、所得金額に加算される。

15 (オ) 減価償却超過額として損金の額に算入される額 11万2500円

平成26年2月期の法人税の更正処分において、減価償却超過額として損金の額に算入されなかった額については、平成27年2月期において損金経理をした金額として取り扱われることから（法人税法31条4項）、同条1項の償却限度額に達するまでの金額11万2500円は、損金の額に算入されるため、所得金額から減算される。

20 (カ) 事業税等相当額として損金の額に算入される額 52万5300円

平成26年2月期の法人税の更正処分に伴い納付することとなる平成26年2月期の事業税等相当額の増加額52万5300円は、損金の額に算入されるため、所得金額から減算される。

イ 納付すべき法人税額 1288万7700円

納付すべき法人税額は、次の(ア)から(イ)を控除した金額(100円未満の端数切捨て)である。

5 (ア) 法人税の額 1288万8180円

法人税の額は、上記アの所得金額5383万6000円(1000円未満の端数切捨て)に平成27年法律第9号による改正前の法人税法66条1項及び2項(ただし、平成27年法律第9号による改正前の措置法42条の3の2第1項による読替後の税率による。)に規定する税率を乗じて計算した金額である(所得金額800万円以下の金額については100分の15を乗じ、800万円を超える金額については100分の25.5を乗じて計算した金額の合計額)。

10 (イ) 控除税額(申告額) 430円

(乙第6号証の1・1枚目「12」欄)

15 ウ 過少申告加算税の額 13万4500円

過少申告加算税の額は、更正処分により新たに納付すべきこととなった税額のうち、過少申告加算税の基礎となる税額108万0000円(甲第2号証の4・1枚目「加算税の基礎となる税額」欄)に、通則法65条1項及び2項所定の割合(100分の10。ただし、期限内申告税額に相当する金額を超える部分に相当する税額に100分の5を乗じて計算した金額を加算する)を乗じた金額である。

20 エ 重加算税の額 394万1000円

重加算税の額は、更正処分により新たに納付すべきこととなった税額のうち、重加算税の基礎となる税額1126万0000円(甲第2号証の4・1枚目「加算税の基礎となる税額」欄)に、通則法68条1項所定の割合(100分の35)を乗じた金額である。

25 (4) 平成28年2月期

ア 所得金額 4598万1749円

所得金額は、次の(ア)に(イ)及び(ウ)を加算し、(エ)～(カ)を減算した額である。

(ア) 申告所得金額 1192万3613円

(乙第7号証・1枚目「1」欄)

5 (イ) 商品仕入高の過大計上額 3955万6684円

本件否認仕入れのうち平成28年2月期に係る3955万6684円は、仕入れの事実のない架空仕入れと認められることから、損金の額に算入されないため、所得金額に加算される。

(ウ) 減価償却超過額 35万4639円

10 本件青色申告承認取消処分により、措置法67条の5の適用を受けられないこととなったことから、損金の額に算入している取得価額30万円未満の減価償却資産に係る減価償却費のうち、償却限度額を超える額35万4639円は、損金の額に算入されないため、所得金額に加算される。

15 (エ) 減価償却超過額として損金の額に算入される額 93万1985円

平成27年2月期の法人税の更正処分において、減価償却超過額として損金の額に算入されなかった額については、平成28年2月期において損金経理をした金額として取り扱われることから、償却限度額に達するまでの金額93万1985円は、損金の額に算入されるため、所得金額から減算される。

20 (オ) 事業税等相当額として損金の額に算入される額 470万7000円

平成27年2月期の法人税の更正処分に伴い納付することとなる平成27年2月期の事業税等相当額の増加額470万7000円は、損金の額に算入されるため、所得金額から減算される。

25 (カ) 寄附金の損金算入額 21万4202円

平成28年2月期の更正処分により、寄附金の損金の額に算入できる

額の計算の基礎となる所得の金額が増加することに伴い、損金の額に算入することができる額（損金算入限度額）を再計算した結果、新たに寄附金の額21万4202円が損金の額に算入されるため、所得金額から減算される。

イ 納付すべき法人税額 1088万4800円

納付すべき法人税額は、次の(ア)から(イ)を控除した金額（100円未満の端数切捨て）である。

(ア) 法人税の額 1088万5155円

法人税の額は、上記アの所得金額4598万1000円（1000円未満の端数切捨て）に平成27年法律第9号による改正前の法人税法66条1項及び2項（ただし、平成27年法律第9号の改正前の措置法42条の3の2第1項による読替後の税率による。）に規定する税率を乗じて計算した金額である（所得金額800万円以下の金額については100分の15を乗じ、800万円を超える金額については100分の25.5を乗じて計算した金額の合計額）。

(イ) 控除税額（申告額） 328円

（乙第7号証・1枚目「12」欄）

ウ 重加算税の額 303万8000円

重加算税の額は、更正処分により新たに納付すべきこととなった税額868万0000円（1万円未満の端数切捨て）に、通則法68条1項所定の割合（100分の35）を乗じた金額である。

(5) 平成29年2月期

ア 所得金額 2814万5199円

所得金額は、次の(ア)に(イ)を加算し、(ウ)～(カ)を減算した額である。

(ア) 申告所得金額 279万9071円

（乙第8号証・1枚目「1」欄）

(イ) 商品仕入高の過大計上額 2972万0372円

本件否認仕入れのうち平成29年2月期に係る2972万0372円

*1は、仕入れの事実のない架空仕入れと認められることから、損金の額に算入されないため、所得金額に加算される。

(ウ) 減価償却超過額として損金の額に算入される額 94万7135円

平成28年2月期の法人税の更正処分において、減価償却超過額として損金の額に算入されなかった額については、平成29年2月期において損金経理をした金額として取り扱われることから、償却限度額に達するまでの金額94万7135円は、損金の額に算入されるため、所得金額から減算される。

(エ) 事業税等相当額として損金の額に算入される額 326万7600円

平成28年2月期の法人税の更正処分に伴い納付することとなる平成28年2月期の事業税等相当額の増加額326万7600円は、損金の額に算入されるため、所得金額から減算される。

*1 消費税の納税義務者でもある法人は、法人税の所得計算に当たり、消費税等について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式）又は税込経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式）のどちらを選択してもよいとされているところ、原告は、平成29年2月期に、税込経理方式から税抜経理方式に変更しているため、平成29年2月期以降、本件否認仕入れの額も税抜金額となる。

なお、税抜経理方式による場合には、課税売上げに係る消費税等の額は仮受消費税等とし、課税仕入れに係る消費税等の額については仮払消費税等とし、課税期間の終了の時における仮受消費税等の額の金額から、仮払消費税等の金額を控除した金額と当該課税期間に係る納付すべき消費税等の額とに差額が生じたときは、当該差額については、当該課税期間を含む事業年度において益金又は損金の額に算入するものとされている。

(オ) 雑損失として損金の額に算入される額 100円

調査後の正当な仮受消費税額と仮払消費税額の差額と平成28年3月1日から平成29年2月29日までの課税期間に係る消費税等の更正処分により生じた新たに納付すべき消費税等の額との差額100円は、雑損失として損金の額に算入されるため、所得金額から減算される。

(カ) 寄附金の損金算入額 15万9409円

平成29年2月期の法人税の更正処分により、寄附金の損金の額に算入できる額の計算の基礎となる所得の金額が増加することに伴い、損金算入限度額を再計算した結果、新たに寄附金の額15万9409円が損金の額に算入されるため、所得金額から減算される。

イ 納付すべき法人税額 601万4400円

納付すべき法人税額は、次の(ア)から(イ)を控除した金額(100円未満の端数切捨て)である。

(ア) 法人税の額 601万4655円

法人税の額は、上記アの所得金額2814万5000円(1000円未満の端数切捨て)に平成28年法律第15号による改正前の法人税法66条1項及び2項(ただし、平成29年法律第4号による改正前の措置法42条の3の2第1項による詭替後の税率による。)に規定する税率を乗じて計算した金額である(所得金額800万円以下の金額については100分の15を乗じ、800万円を超える金額については100分の23.9を乗じて計算した金額の合計額)。

(イ) 控除税額(申告額) 187円

(乙第8号証・1枚目「12」欄)

ウ 重加算税の額 251万5500円

重加算税の額は、更正処分により新たに納付すべきこととなった税額59万0000円(1万円未満の端数切捨て)に、通則法68条1項及び

4項所定の割合（100分の45）を乗じた金額である。

(6) 平成30年2月期

ア 所得金額 1917万9821円

所得金額は、次の(ア)に(イ)及び(ウ)を加算し、(エ)～(キ)を減算した額である。

5 (ア) 申告所得金額 △333万1481円

(乙第9号証・1枚目「1」欄)

(イ) 商品仕入高の過大計上額 3196万0925円

本件否認仕入れのうち平成30年2月期に係る3196万0925円

10 は、仕入れの事実のない架空仕入れと認められることから、損金の額に算入されないため、所得金額に加算される。

(ウ) 雑益として益金の額に算入される額 44円

調査後の正当な仮受消費税額と仮払消費税額の差額と平成29年3月

1日から平成30年2月28日までの課税期間に係る消費税等の更正処

15 分により生じた新たに納付すべき消費税等の額との差額44円は、雑益

として益金の額に算入されるため、所得金額に加算される。

(エ) 減価償却超過額として損金の額に算入される額 73万4339円

平成29年2月期の法人税の更正処分において、減価償却超過額とし

て損金の額に算入されなかった額については、平成30年2月期におい

て損金経理をした金額として取り扱われることから、償却限度額に達す

20 るまでの金額73万4339円は、損金の額に算入されるため、所得金

額から減算される。

(オ) 事業税等相当額として損金の額に算入される額 159万4600円

平成29年2月期の法人税の更正処分に伴い納付することとなる平成

29年2月期の事業税等相当額の増加額159万4600円は、損金の

25 額に算入されるため、所得金額から減算される。

(カ) 売上高の過大計上額 700万0000円

平成30年2月期に売上高として計上されていた金額700万0000円は、売上先が不明であり、取引の事実も認められないことから、益金の額に算入されないため、所得金額から減額される。

(キ) 寄附金の損金算入額 12万0728円

平成30年2月期の法人税の更正処分により、寄附金の損金の額に算入できる額の計算の基礎となる所得の金額が増加したことに伴い、損金算入限度額を再計算した結果、新たに寄附金の額12万0728円が損金の額に算入されるため、所得金額が減額される。

イ 納付すべき法人税額 381万5700円

納付すべき法人税額は、次の(ア)から(イ)を控除した金額(100円未満の端数切捨て)である。

(ア) 法人税の額 381万5886円

法人税の額は、上記アの所得金額1917万9000円(1000円未満の端数切捨て)に法人税法66条1項(ただし、平成28年改正附則26条による読替後の税率による。)及び2項(ただし、平成29年法律第4号による改正前の措置法42条の3の2第1項による読替後の税率による。)に規定する税率を乗じて計算した金額である(所得金額800万円以下の金額については100分の15を乗じ、800万円を超える金額については100分の23.4を乗じて計算した金額の合計額)。

(イ) 控除税額(申告額) 162円

(乙第9号証・1枚目「18」欄)

ウ 翌期へ繰り越す欠損金の額 0円

上記アのとおり、所得金額が△333万1481円から1917万9821円に増加することから、翌期へ繰り越す欠損金の額は333万1481円減少し、0円となる。

エ 重加算税の額 171万4500円

重加算税の額は、更正処分により新たに納付すべきこととなった税額381万0000円（1万円未満の端数切捨て）に、通則法68条1項及び4項所定の割合（100分の45）を乗じた金額である。

6 (7) 平成31年2月期

ア 所得金額 726万9273円

所得金額は、次の(ア)に(イ)～(エ)を加算し、(オ)～(キ)を減算した額である。

(ア) 申告所得金額 0円

(乙第10号証・1枚目「1」欄)

10 (イ) 商品仕入高の過大計上額 732万4094円

本件否認仕入れのうち平成31年2月期に係る732万4094円は、仕入れの事実のない架空仕入れと認められることから、損金の額に算入されないため、所得金額に加算される。

(ウ) 雑益として益金の額に算入される額 6円

15 調査後の正当な仮受消費税額と仮払消費税額の差額と平成30年3月1日から平成31年2月28日までの課税期間に係る消費税等の更正処分により生じた新たに納付すべき消費税等の額との差額6円は、雑益として益金の額に算入されるため、所得金額に加算される。

(エ) 繰越欠損金の損金算入額の過大額 171万0322円

20 平成30年2月期の法人税の更正処分に伴い、平成30年2月期における翌期へ繰り越す欠損金の額が333万1481円から0円に減少したことにより、損金の額に算入していた繰越欠損金の額171万0322円は、損金の額に算入されないため、所得金額に加算される。

(オ) 減価償却超過額として損金の額に算入される額 64万1287円

25 平成30年2月期の法人税の更正処分において、減価償却超過額として損金の額に算入されなかった額については、平成31年2月期におい

て損金経理をした金額として取り扱われることから、償却限度額に達するまでの金額64万1287円は、損金の額に算入されるため、所得金額から減算される。

6 (カ) 事業税等相当額として損金の額に算入される額 108万8900円
平成30年2月期の法人税の更正処分に伴い納付することとなる平成30年2月期の事業税等相当額の増加額108万8900円は、損金の額に算入されるため、所得金額から減算される。

10 (キ) 寄附金の損金算入額 3万4962円
平成31年2月期の法人税の更正処分により、寄附金の損金の額に算入できる額の計算の基礎となる所得が増加することに伴い、損金算入限度額を再計算した結果、新たに寄附金の額3万4962円が損金の額に算入されるため、所得金額が減算される。

15 イ 納付すべき法人税額 109万0200円
納付すべき法人税額は、次の(ア)から(イ)を控除した金額(100円未満の端数切捨て)である。

20 (ア) 法人税の額 109万0350円
法人税の額は、上記アの所得金額726万9000円(1000円未満の端数切捨て)に、法人税法66条1項(ただし、平成28年改正附則26条による読替後の税率による。)及び2項(ただし、平成31年法律第6号による改正前の措置法42条の3の2第1項による読替後の税率による。)に規定する税率を乗じて計算した金額である(所得金額800万円以下の金額については100分の15を乗じ、800万円を超える金額については100分の23.4を乗じて計算した金額の合計額)。

25 (イ) 控除税額(申告額) 117円

(乙第10号証・1枚目「19」欄)

ウ 翌期へ繰り越す欠損金の額 0円

上記(6)ウのとおり、平成30年2月期における翌期へ繰り越す欠損金の額が0円となるから、翌期へ繰り越す欠損金の額も、0円となる。

エ 重加算税の額 49万0500円

重加算税の額は、更正処分により新たに納付すべきこととなった税額109万0000円（1万円未満の端数切捨て）に、通則法68条1項及び4項所定の割合（100分の45）を乗じた金額である。

3 本件各更正処分等における復興特別法人税額等の計算の概要

(1) 平成26年2月課税事業年度

ア 課税標準法人税額 449万0000円

課税標準法人税額は、次の(ア)に(イ)を加算した金額（1000円未満の端数切捨て）である。

(ア) 申告基準法人税額（平成26年2月課税事業年度の復興特別法人税の修正申告の額） 309万3885円

（乙第5号証の4・1枚目「14」欄）

(イ) 基準法人税額に加算される金額 139万6125円

平成26年2月期の法人税の更正処分において増加した所得金額に対する法人税額が、平成26年2月課税事業年度の基準法人税額に加算される。

イ 納付すべき復興特別法人税額 44万8900円

納付すべき税額は、次の(ア)から(イ)を控除した金額（100円未満の端数切捨て）である。

(ア) 復興特別法人税の額 44万9000円

復興特別法人税の額は、上記アの課税標準法人税額に、復興財源確保法48条に規定する税率（100分の10の税率）を乗じて計算した金額である。

(イ) 控除税額 (平成26年2月課税事業年度の復興特別法人税の修正申告の額) 5円

(乙第5号証の4・1枚目「3」欄)

ウ 重加算税の額 4万5500円

重加算税の額は、更正処分により新たに納付すべきこととなった税額13万0000円 (1万円未満の端数切捨て) に、通則法68条1項所定の割合 (100分の35) を乗じた金額である。

(2) 平成27年2月課税事業年度

ア 課税標準法人税額 1288万8000円

課税標準法人税額は、次の(ア)に(イ)を加算した金額 (1000円未満の端数切捨て) である。

(ア) 申告基準法人税額 54万7350円

(乙第6号証の2・1枚目「14」欄)

(イ) 基準法人税額に加算される金額 1234万0830円

平成27年2月期の法人税の更正処分において増加した所得金額に対する法人税額が、平成27年2月課税事業年度の基準法人税額に加算される。

イ 納付すべき復興特別法人税額 128万8700円

納付すべき復興特別法人税額は、次の(ア)から(イ)を控除した金額 (100円未満の端数切捨て) である。

(ア) 復興特別法人税の額 128万8800円

復興特別法人税の額は、上記アの課税標準法人税額に、復興財源確保法48条に規定する税率 (100分の10の税率) を乗じて計算した金額である。

(イ) 控除税額 7円

(乙第6号証の2・1枚目「3」欄)

ウ 過少申告加算税 1万0000円

過少申告加算税の額は、更正処分により新たに納付すべきこととなった税額のうち、過少申告加算税の基礎となる税額10万0000円（甲第2号証の10・1枚目「加算税の基礎となる税額」欄）に、通則法65条1項所定の割合（100分の10）を乗じた金額である。

エ 重加算税の額 39万2000円

重加算税の額は、更正処分により新たに納付すべきこととなった税額のうち、重加算税の基礎となる税額112万0000円（甲第2号証の10・1枚目「加算税の基礎となる税額」欄）に、通則法68条1項所定の割合（100分の35）を乗じた金額である。

4 本件各更正処分等における地方法人税額等の計算の概要

(1) 平成28年2月課税事業年度

ア 課税標準法人税額 1088万5000円

課税標準法人税額は、次の(ア)に(イ)を加算した金額（1000円未満の端数切捨て）である。

(ア) 申告基準法人税額 220万0365円

（乙第7号証・1枚目「32」欄）

(イ) 基準法人税額に加算される金額 868万4790円

平成28年2月期の法人税の更正処分において増加した所得金額に対する法人税額が、平成28年2月課税事業年度の基準法人税額に加算される。

イ 納付すべき地方法人税額 47万8900円

納付すべき地方法人税額は、上記アの課税標準法人税額に、地方法人税法10条1項に規定する税率（100分の4.4の税率）を乗じて計算した金額（100円未満の端数切捨て）である。

ウ 重加算税の額 13万3000円

重加算税の額は、更正処分により新たに納付すべきこととなった税額38万0000円（1万円未満の端数切捨て）に、通則法68条1項所定の割合（100分の35）を乗じた金額である。

(2) 平成29年2月課税事業年度

5 ア 課税標準法人税額 601万4000円

課税標準法人税額は、次の(ア)に(イ)を加算した金額（1000円未満の端数切捨て）である。

(ア) 申告基準法人税額 41万9850円

（乙第8号証・1枚目「32」欄）

10 (イ) 基準法人税額に加算される金額 559万4805円

平成29年2月期の法人税の更正処分において増加した所得金額に対する法人税額が、平成29年2月課税事業年度の基準法人税額に加算される。

15 イ 納付すべき地方法人税額 26万4600円

納付すべき地方法人税額は、上記アの課税標準法人税額に、地方法人税法10条1項に規定する税率（100分の4.4の税率）を乗じて計算した金額（100円未満の端数切捨て）である。

ウ 重加算税の額 8万4000円

20 重加算税の額は、更正処分により新たに納付すべきこととなった税額24万0000円（1万円未満の端数切捨て）に、通則法68条1項所定の割合（100分の35）を乗じた金額である。

(3) 平成30年2月課税事業年度

ア 課税標準法人税額 381万5000円

25 課税標準法人税額は、次の(ア)に(イ)を加算した金額（1000円未満の端数切捨て）である。

(ア) 申告基準法人税額 0円

(乙第9号証・1枚目「32」欄)

(イ) 基準法人税額に加算される金額 381万5886円

平成30年2月期の法人税の更正処分において増加した所得金額に対する法人税額が、平成30年2月課税事業年度の基準法人税額に加算される。

イ 納付すべき地方法人税額 16万7800円

納付すべき地方法人税額は、上記アの課税標準法人税額に地方法人税法10条1項に規定する税率(100分の4.4の税率)を乗じて計算した金額(100円未満の端数切捨て)である。

ウ 重加算税の額 5万6000円

重加算税の額は、更正処分により新たに納付すべきこととなった税額16万0000円(1万円未満の端数切捨て)に、通則法68条1項所定の割合(100分の35)を乗じた金額である。

(4) 平成31年2月課税事業年度

ア 課税標準法人税額 109万0000円

課税標準法人税額は、次の(ア)に(イ)を加算した金額(1000円未満の端数切捨て)である。

(ア) 申告基準法人税額 0円

(乙第10号証・1枚目「33」欄)

(イ) 基準法人税額に加算される金額 109万0350円

平成31年2月期の法人税の更正処分において増加した所得金額に対する法人税額が、平成31年2月課税事業年度の基準法人税額に加算される。

イ 納付すべき地方法人税額 4万7900円

納付すべき地方法人税額は、上記アの課税標準法人税額に地方法人税法10条1項に規定する税率(100分の4.4の税率)を乗じて計算した

金額（100円未満の端数切捨て）である。

ウ 重加算税の額 1万4000円

重加算税の額は、更正処分により新たに納付すべきこととなった税額4万0000円（1万円未満の端数切捨て）に、通則法68条1項所定の割合（100分の35）を乗じた金額である。

以上

争点に関する当事者の主張

1 争点(1)(損金の額に算入された本件否認仕入れが存在するか否か)について

【被告の主張】

(1) 本件否認仕入れに関する帳簿書類の状況等について

法人は、継続的な会計記録を作成し、保存することを当然に求められ、税務調査の際にはその検査を受ける立場にあるから、仕入れについて損金として計上しようとするのであれば、通常は、取引の年月日、仕入先その他の相手方、品目、数量、単価及び金額等をできるだけ記録しようとするものと考えられ、合理的な理由なくこれを作成しないといったことは考え難い。

原告は、商品仕入れに関して、日々の商品の受払や在庫の管理を記録した帳簿書類を作成していない。また、本件否認仕入れに関しては、請求書や納品書、仕切書等といった、他の仕入れでは通常作成されている証拠書類すらも存在しない。このように、原告は、本件否認仕入れに係る商品の授受があったことをうかがわせる帳簿書類について、特段の合理的な理由もなく一切作成していなかった。

(2) 本件領収証について

本件否認仕入れに係る代金支払があったことをうかがわせる証拠書類として、本件領収証が存在するが、本件領収証は、次のとおり、いずれも真正に作成されたものではない。

ア 本件バツタ買いに係る本件領収証について

本件領収証のうち本件バツタ買いに係るものには、作成名義人の名称及びその住所等が記載されているが、次のとおり、いずれも作成名義人が実在しない。

(ア) 作成名義人が有限会社A(以下「A」という。)とされるもの

本件領収証に記載されたAの所在地には、Aの名称で登記された法人はなく、上記所在地を住所として住民登録している個人もいない。また、上記所在地にある建物の所有者が、平成23年1月1日から平成31年2月28日までの間、Aに対し、建物を賃貸していた事実もない。さらに、本件領収証に記載されたAの電話番号は、平成23年1月1日から平成28年4月28日までの期間、戊(以下「戊」という。)の名義で契約されていたところ、戊は、調査担当職員に対し、Aの屋号で事業はしておらず、また、本件領収証に記載された取引を行っていない旨を述べた(乙30)。

したがって、本件領収証の作成名義人とされるAは、実在しない。

(イ) 作成名義人が有限会社C(以下「C」という。)とされるもの

本件領収証に記載されたCの所在地は、Aと同一であり、同所にはCの名称で登記されている法人はなく、上記所在地を住所として住民登録している個人もいない。また、上記所在地にある建物の所有者が、平成23年1月1日から平成31年2月28日までの間、Cに対し、建物を賃貸していた事実もない。

有限会社Cという法人について、熊本市西区D内を所在地とするものがあり、同法人の実質的な代表者は、戊である。しかし、戊は、調査担当職員に対し、かつて、有限会社Cにおいて、練り製品や天ぷらの卸売りをしていたが、少なくとも平成21年以降は有限会社Cとしての活動をしておらず、本件領収証に記載された取引は行っていない旨を述べた

(乙30)。

したがって、本件領収証の作成名義人とされるCは、実在せず、また、所在地を異にする同名の法人も、原告との取引実体はない。

(ウ) 作成名義人が「F」とされるもの

本件領収証に記載された所在地に住民登録している個人は複数名存在するが、そのいずれもが、調査担当職員に対し、「F」又は本件領収証との関係を否定するとともに、「F」なる屋号の店舗について見聞きしたことはない旨を述べた(乙32、33)。本件領収証に記載された「F」の電話番号は、上記所在地に住民登録している個人のうち1名の父親がかつて使用していた番号であるが、平成27年6月1日以降、使用されていなかった。

したがって、本件領収証の作成名義人とされるFという屋号を用いていた個人は、実在しない。

(エ) 作成名義人が「I」とされるもの

本件領収証に記載された所在地には、平成30年2月25日以降、住民登録している個人が存在するところ、同人は、調査担当職員に対し、平成26年の初め頃から「J」の名称で中古車販売等の個人事業を営んでおり、「I」又は本件領収証との関係を否定するとともに、「I」なる屋号の店舗について見聞きしたことはない旨を述べた(乙33)。本件領収証に記載された「I」の電話番号は、同人が平成26年頃から平成27年8月まで使用していたものであるが、その後、使用を停止していた。

したがって、本件領収証の作成名義人とされるIという屋号を用いていた個人は、実在しない。

イ 本件浜買いに係る本件領収証について

本件浜買いに係る本件領収証に記載されている作成名義人の住所は、いずれも天草市内であり、原告代表者も、調査担当職員に対し、天草、牛深方面の漁師から直接購入したものであると供述した(乙15)。そうすると、仮に、原告が本件浜買いにより商品を仕入れたとするならば、本件浜買いに係る仕入業者は、天草市内で漁業を行っているものと考えるのが合理的である。

しかし、次の事実によれば、本件浜買いに係る本件領収証の作成名義人とされた人物は実在しないか、又は実在するものの、原告との取引はない。

(ア) 作成名義人がTとされるもの

Tは、熊本県天草市に同姓同名の人物の住民登録があったが、当該名義の本件領収証の最初の発行日である平成29年3月16日の時点で、既に死亡していた。

(イ) 作成名義人がN、O、P、h、L、M、R及びQとされるもの

N、O、P、h、L、M、R及びQについては、平成23年1月1日から平成31年1月11日までの間、熊本県天草市に同姓同名の人物の住民登録はない。

(ウ) 作成名義人がSとされるもの

平成23年1月1日から令和元年7月29日までの間、熊本県天草市に同姓同名の人物の住民登録はない。

(エ) 作成名義人が「U」、「W」、「V」及び「X」とされるもの

いずれも船舶の名称と考えられるところ、平成23年1月1日から平成31年1月11日までの間、Y漁業協同組合(以下「Y漁協」という)において、上記各名称の船舶登録

はない。

(オ) 作成名義人が「e」とされるもの

「e」という名称の船舶は、平成23年1月1日から平成31年1月11日までの間に、Y漁協に船舶登録されていたが、同船の所有者は、調査担当職員に対し、漁で捕れた魚介類は全て漁協に出荷しており、水産会社へ直接販売するような取引はしておらず、自らの漁獲量に照らしても本件領収証記載の金額にはなり得ない旨を供述した(乙22)。

(カ) 作成名義人がb、a及びZとされるもの

b、a及びZは、平成23年1月1日から平成31年1月11日までの間、天草市に同姓同名の人物の住民登録があったものの、同人らは、調査担当職員に対し、長年漁業に関わっていない旨(乙23)、又は、漁業を営んでいるものの、漁で捕れた魚介類は漁協等に出荷しており、原告に対して領収証を発行したことはない旨を供述した(乙24)。

(キ) 作成名義人がdとされるもの

dは、平成23年1月1日から平成31年1月11日までの間、天草市に同姓同名の人物の住民登録があったものの、調査担当職員に対し、Y漁協の職員であって漁師ではなく、水産会社と取引を行ったことはない旨を供述した(乙25)。

(3) 原告の主張について

原告は、仕入れと売上げに係る取引量に着目して分析を行うに当たり、請求書等に記載された仕入れ及び売上げを基にしているが、取引単位の統一の方法(「ケース」・「箱」をキログラムに変換する方法)や廃棄率の設定は、原告が独自に設定した数値やルールに基づいて行われており、客観的な根拠を欠く推計的手法による分析といわざるを得ない。

仮に、原告が主張するところの通常仕入れに係る各取引重量と売上げに係る各取引重量との間に重量差が存在するとしても、その重量差が、本件否認仕入れを構成する個々の仕入れのうち、どの仕入れの存在を裏付けるのか全く明らかでない。すなわち、原告が主張する重量差が存在するとしても、それは単に、原告の売上げの原因として、その主張に係る通常仕入れ以外の何らかのものが存在する可能性を抽象的に示すものにすぎず、本格否認仕入れを構成する個々の仕入れと結びつくものではない。

(4) まとめ

以上のとおり、本件否認仕入れは、架空の取引であって、損金の額に算入することはできない。

【原告の主張】

(1) 本件否認仕入れの存在について

ア 本件各事業年度において、売上げがあった事実は、それに対応する売上先からの入金等の事実によって明らかである。売上げがある以上、それに対応する仕入れが存在することは当然に推認されるというべきである。

原告は、平成29年2月期及び平成30年2月期の複数の魚種(タイ、カンパチ、サワラ・サゴシ、ブリ、スズキ・ナイルパーチ、タチウオ)について、毎月「通常仕入れ」、「売上げ数量」、「廃棄数量」、「理論期末棚卸在庫」等をkg単位で比較した。なお、比較に当たり、売上げ及び本件否認仕入れ以外の仕入れ(以下「通常仕入れ」という。)の数量については、各売上先別の納品書等、各仕入先別の請求書の原始証憑に基づいて算出し、決算月棚卸については、平成28年2月期及び平成29年2月期の決算月における実地棚卸の数

量に基づいている。また、廃棄については、廃棄率を一律5%とした。もっとも、平成28年4月については、熊本地震の影響により、宴会のキャンセル、停電、断水等により冷凍品が溶けるなどし、仕入れ分の破棄が他の月より多かったことから、同月の廃棄率は10%とした。

上記比較の結果、平成29年2月期及び平成30年2月期の全ての月及び魚種において、論理期末棚卸在庫の数量がマイナスとなっている。したがって、上記期間中の売上げを確保するためには、通常仕入れだけでは、大きく不足することが明らかであり、本件否認仕入が存在したことが推認される。

イ 平成29年2月期及び平成30年2月期における本件領収証は、上記アのとおり、本件否認仕入が存在したことが推認されることにより、実在する仕入れによるものであると裏付けられており、架空の仕入れに係るものということとはできない。したがって、それらと作成名義人を同じくする他の事業年度の本件領収証についても、当該領収証の記載に対応する仕入れの事実が推認される。

(2) 本件領収証について

次の事実によれば、本件領収証を理由に本件否認仕入れが存在しないと認めることはできない。

ア 本件バツタ買いに係る本件領収証について

(ア) 作成名義人がAとされるもの

戊は、調査担当職員に対し、本件領収証に押印されているAの座判及び印鑑は、平成19年頃に、自身が作成したものであることを認める一方で、資金がなかったため、事業だけでなく、法人登記もしていないと供述した(乙30、31)。しかし、予算の都合で会社の設立を予定していないにもかかわらず、使用する目途のない座判及び印鑑を作成したという供述自体が不自然で、にわかに信用し難い。戊は、新たな仕事の準備に際して、Aの座判及び印鑑を作成したという経緯に照らすと、少なくともAが設立されるまでの間、それらは戊自身を表示するものとして作成されたと理解するのが自然である。

また、戊は、調査担当職員に対し、Aの座判及び印鑑を、Cのものとともに、平成21年か平成22年頃、Bに渡したと供述した(乙30)。しかし、設立に至っていない会社の座判や印鑑が、当該会社と無関係の第三者に必要であるなどおおよそあり得ない。戊は、本件領収証の取引について、一切関与していないと供述したが、全く信用に値せず、却って同人が自らの関与を糊塗するために虚偽の供述をしたと考えるのが合理的である。

以上によれば、A名義の本件領収証につき、作成名義人であるAは戊を意味するものと解すべきであり、作成名義人が実在しないとはいえない。さらに、A名義の本件領収証は、戊が関与して作成されたものと合理的に考えられるから、本件領収証の存在から、本件バツタ買いが存在しないと推認することもできない。

(イ) 作成名義人がCとされるもの

Cを設立した戊は、調査担当職員に対し、登記簿上の住所地でCの法人登記をしたと供述する(乙31)一方で、その後に事務所を移転し、Cの座判の住所部分を登記簿上の住所地から熊本市E内へ作り変えたと供述するなどした(乙30)。したがって、本件領収証に表示された「有限会社C」は、法人登記されたCと同一の法人である。

戊は、調査担当職員に対し、令和元年5月14日の調査(乙30)では、本件領収証に

係る本件バツタ買いに自身が関与していないことを説明するために、Cで取引したことは1回もないと供述していたにもかかわらず、そのわずか10日後である同月24日の調査(乙31)では、調査担当職員からCの平成18年3月期、平成19年3月期及び平成20年3月期の法人税の確定申告書を示されるや、Cで取引をしていたことがあったと供述を変遷させた。したがって、本件領収証に係る本件バツタ買いに関与していなかった旨の戊の供述は信用できない。

また、戊は、調査担当職員に対し、本件領収証に押印されたCの座判及び印鑑は、自身が作成したものであることを認める一方で、いずれも平成21年か平成22年頃、Bに渡したと供述した(乙30)。Cと無関係のBが、同社の座判及び印鑑を必要とするとは考え難い。作成してからわずか2、3年程度しか経過していない座判及び印鑑が不要になったという説明は不自然である上に、Cの座判及び印鑑が悪用されれば、自身に代わって役員を務める家族に多大な迷惑が及びかねないことは容易に想定でき、仕事がなかったという理由で座判及び印鑑を第三者に交付したというのも極めて不合理である。したがって、Cの座判及び印鑑をBに交付したという戊の説明自体が大変疑わしく、仮にBへの交付が真実であるとしても、Cの座判及び印鑑を用いた本件領収証の作成には、戊が関与していたと考えるのが合理的である。

以上によれば、戊の供述に依拠して、Cと原告との取引がなかったと考えることはできない。

(ウ) 作成名義人がF及びIとされるもの

戊が上記(イ)のようにCに関する当初の供述を不合理に変遷させたことから明らかのように、本件バツタ買いは、仕入先にとって虚偽の供述をしてでも秘匿する必要のある取引であった。そうすると、本件領収証を作成した者が、他人の住所や電話番号を本件領収証に記載した可能性も否定できず、本件領収証記載の住所地に居住する個人が関係を否定したり、見聞きしたことがない旨を述べたりしているというだけの理由で、F又はIの名義を用いて原告と取引していた人物が実在しないと断定することはできない。

したがって、F及びI名義の本件領収証が存在することをもって、本件バツタ買いが存在しないということとはできない。

イ 本件浜買いに係る本件領収証について

(ア) 原告代表者は、仲介者を通じて本件浜買いを行っており、本件領収証を発行した漁師らと直接に面識があるわけではない。したがって、本件領収証の作成名義人について、処分行政庁の調査において天草市内に該当する人物が見当たらなかったとしても、直ちに本件領収証の作成名義人が実在しないと断定することはできない。

(イ) 本件領収証の作成名義人のうち、①Zは、調査担当職員に対し、漁協及び特定の水産会社以外に魚介類を販売していないなどと供述し、②dは、調査担当職員に対し、漁を行っていないなどと供述した。

しかし、原告の平成25年2月期の総勘定元帳の商品仕入高には、Z及びdから商品を仕入れた旨の記載があり、これらは、処分行政庁により否認されていない。したがって、Z及びdの上記供述は、兩名と原告との間に否認されていない取引が存在することと矛盾するものであり、信用できない。

これに加え、本件領収証の作成名義人のうち、実在が確認できる個人で、本件浜買いの

存在を否定する者は、Z及びdのみであることからすれば、本件浜買いは、同人らのような仕入先にとって、虚偽を述べてでも隠す必要のある取引であったと推認することができる。

そうすると、本件領収証の作成名義人のうち、実在することが確認できない者らについても、同人らが氏名や住所等を偽ることによって、本件浜買いの存在を隠そうとしたか、同人らから領収証の発行を受けられなかった仲介者が架空の名義を用いて本件領収証を作成した可能性も排除することができない。

したがって、本件領収証の作成名義人の実在が確認できないことをもって、本件浜買いが存在しないことの根拠であるということはできない。

(ウ) さらに、平成25年2月期、平成27年2月期～平成30年2月期において、浜買いのうち、処分行政庁により否認されていない仕入れが複数存在しており、原告が浜買いによる仕入れを継続的に行ってきたことは明らかである。

したがって、同様の取引である本件浜買ひも実在すると推認される。

(3) まとめ

以上によれば、本件否認仕入れは、架空の取引等ではないから、本件各事業年度の確定申告等に当たり、これを売上原価（法人税法第22条3項1号）として損金に算入することができる。

したがって、本件否認仕入れが架空取引であるとして、これに係る仕入金額を損金に算入することができないとしてされた本件各処分は、違法である。

2 争点(2)((2) 通則法68条に定める仮装又は隠蔽に当たるか否か) について

【被告の主張】

通則法68条に規定する重加算税は、同法65条～67条に規定する各種の加算税を課すべき納税義務違反が課税要件事実を隠蔽し、又は仮装する方法によって行われた場合に、行政機関の行政手続により違反者に課せられるもので、これによってかかる方法による納税義務違反の発生を防止し、もって徴税の実を挙げようとする趣旨に出た行政上の措置であり、違反者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目してこれに対する制裁として科せられる刑罰とは趣旨、性質を異にするものである（最高裁昭和45年9月11日第二小法廷判決・刑集24巻10号1333ページ）。したがって、重加算税の賦課要件を考える上では、納税者に対する非難を可能とする責任主義的要素、つまり、主観的・内面的要素を重視する必要はなく、客観的にみて、納税者に経済的負担をさせるのが相当であり、真面目な納税申告をした者との不公平を是正する必要が生じている、換言すれば、客観的にみて、隠蔽又は仮装がされ、それに基づき過少申告という納税義務違反の状態が生じていれば足りるものと考えられる。

原告は、平成25年2月期～平成31年2月期の各事業年度に係る総勘定元帳に商品仕入高として本件否認仕入れを記載したが、本件否認仕入れは実体のない架空取引であるから、本件領収証に基づき、これらの実体のない取引を実際にあるかのようにして当該各事業年度に係る総勘定元帳に記載し、本件否認仕入れに係る対価について、法人税については、法人税法22条3項1号に規定する「当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額」として損金の額に算入した上で法人税申告書を提出したことは、「事実の隠蔽又は仮装」したところに基づき確定申告書を提出したことに当たる。そして、その結果、過少申告という納税義務違反の状態が生じたものであり、通則法68条1項に規定する重加算税の賦課要件を満たす

ことは明らかである。

【原告の主張】

重加算税は、重い行政上の制裁を科すものであるから、重加算税の課税の当否を検討するに当たっては、納税者の主観的・内面的要素も考慮して、真に重い行政上の制裁を科す必要があるか否かを慎重に判断するのが適当である。したがって、重加算税の課税要件としては、隠蔽又は仮装に関する納税者の故意が必要と解すべきであり、また、外形的に隠蔽又は仮装に該当する行為があっても、納税者にやむを得ない事情が存在する場合には、重加算税の課税要件を充足しないと解すべきである。

原告は、本件否認仕入れによって現実に魚介類を仕入れて、その代金を支払っており、そもそも原告が隠蔽又は仮装の行為をした事実はない。

仮に、総勘定元帳に記録された本件否認仕入れに係る仕入先が真実の仕入先と合致しないとしても、原告は、その齟齬を認識していない。また、原告は、総勘定元帳の作成を税理士に委ねており、かつ、以前の税務調査で本件否認仕入れに関する問題を指摘されなかったことからすれば、原告が総勘定元帳上記録された仕入先と真実の仕入先との齟齬を発見できなかったことはやむを得ないというべきである。

したがって、重加算税の賦課要件を充足しない。

以 上

